

改正

平成15年6月20日

平成24年10月18日

江別市スポーツ大会出場奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種スポーツ大会に江別市を代表して出場する選手・役員に対しスポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励金の支給対象は、本市に在住する個人及び本市に主たる活動の場を有する大学生以下の団体で、次の各号のいずれかに該当する大会に出場するものとする。ただし、中学生以下の個人及び団体にあつては、全道的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会に出場する場合にあつてもその対象とするものとする。

(1) 国際的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会

(2) 全国的組織を統括する団体（協会、連盟等）が主催する大会

2 前項の規定にかかわらず、次の大会は対象としない。

(1) オリンピック、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及び国民体育大会

(2) 学校教育活動の一環として行われる大会

(奨励金)

第3条 個人に対する奨励金の支給額は、別表のとおりとする。

2 団体に対する奨励金の支給額は、別表支給額の10倍の額を限度とする。ただし、当該大会参加人員（以下「参加人員」という。）が10人未満の団体及び中学生以下の団体にあつては、別表支給額に参加人員を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、団体への支給は、参加人員のうち本市に在住する個人に対して奨励金を支給するものとする。

(審査)

第4条 奨励金の支給を受けようとするものは、江別市スポーツ大会出場奨励金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

(1) 参加人員名簿（第2号様式）

(2) 参加者名簿（当該大会出場に当たり提出した参加申込書等）

(3) 当該大会の大会要項

(4) 当該大会の予選の大会要項及び結果又は当該大会を主催する団体（協会、連盟等）若しくはその下部団体（協会、連盟等）からの推薦書

2 教育委員会は、前項の書類を審査し、適当と認めたものについて奨励金を支給する。

(実績報告)

第5条 奨励金の支給を受けた個人及び団体は、当該出場大会が完了したときは、速やかに江別市スポーツ大会出場奨励金支給大会実績報告書（第3号様式）に当該大会への出場が確認できる書類（大会プログラム、成績表の写し等）を添えて教育委員会に提出するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年7月18日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年8月5日）

この要綱は、昭和61年8月5日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月1日）

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成12年10月1日）

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。第5条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成24年10月18日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大会規模	支給額（円）	大会の内容	備考
国際大会	30,000	世界選手権、日本と外国	大会開催地が日本国外
	20,000	との親善大会等	大会開催地が日本国内
	20,000	北海道と外国の州等と	大会開催地が日本国外
	10,000	の親善大会等	大会開催地が日本国内
全国大会	10,000	全日本選手権等	大会開催地が北海道外
	5,000		大会開催地が北海道内
全道大会	3,000	全道選手権、北海道予選 会等	大会開催地までの距離が100km未満の 場合は支給しない。

《運用上の留意点》

※ 第2条第1項にいう『該当する大会に出場するもの』とは、当該大会の予選を経て出場権を獲得したもの、大会を総括する団体等の推薦を受け、当該大会に出場するもの及び選抜により当該大会への出場権を獲得したもので、江別市教育委員会が適当と認めたものをいう。

・・・現段階では、就学以前の者及びこれを対象とする大会を予定するものではない。

※ 第2条第2項第2号にいう、『学校教育活動の一環として行われる大会』とは、中体連・高体連・大学連盟または大学連合（学連）及びこれらに準ずる大会（高等学校定時制体育大会も含む。）をいう。

※ 第3条第2項にいう『当該大会参加人員』とは、当該大会にエントリーする本市在住の個人数をいう。

※ 第4条にいう『参加者名簿』とは、当該大会にエントリーされた者の名簿をいう。

様式（省略）